

令和4年度第1回

豊川市国民健康保険運営協議会

令和4年7月14日(木)午後1時30分開会

豊川市福祉部保険年金課

令和4年度第1回豊川市国民健康保険運営協議会

令和4年7月14日（木）

午後1時30分より

豊川市役所 防災センター1階

市民研修室

会議次第

- 1 副市長あいさつ
- 2 豊川市国民健康保険運営協議会会長及び会長代理の選出について
- 3 会長及び会長代理あいさつ
- 4 議事録署名委員の指名
- 5 議題
 - (1) 報告事項
 - ① 令和3年度豊川市国民健康保険の状況について
(P. 1)
 - ② 豊川市国民健康保険条例の一部改正について
(P. 2～P. 3)
 - ③ 令和4年度豊川市国民健康保険料について
(P. 4～P. 5)
 - ④ 令和3年度特定健診実施状況について
(P. 6)
- 6 その他

議題(1)① 令和3年度豊川市国民健康保険の状況について

① 被保険者等の状況 (年度平均)

区分	令和3年度	令和2年度	前年比較		
			増減	比率	
世帯数	総数	22,310世帯	22,477世帯	△167世帯	99.3%
	一般被保険者	22,310世帯	22,477世帯	△167世帯	99.3%
	退職被保険者単独	0世帯	0世帯	0世帯	—%
	一般・退職混合(一般再掲)	0世帯	0世帯	0世帯	—%
被保険者数	総数	34,931人	35,780人	△849人	97.6%
	一般被保険者	34,931人	35,780人	△849人	97.6%
	退職被保険者等	人	0人	0人	—%

② 介護保険第2号分 (年度平均)

区分	令和3年度	令和2年度	前年比較		
			増減	比率	
世帯数	総数	9,010世帯	9,211世帯	△201世帯	97.8%
	一般被保険者	9,010世帯	9,211世帯	△201世帯	97.8%
	退職被保険者	0世帯	0世帯	0世帯	—%
被保険者数	総数	10,692人	10,992人	△300人	97.3%
	一般被保険者	10,692人	10,992人	△300人	97.3%
	退職被保険者等	0人	0人	0人	—%

③ 保険料率の変化

区分	令和3年度			
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	
料率	所得割	6.4%	2.3%	2.1%
	均等割	27,700円	9,600円	11,500円
	平等割	19,800円	6,800円	5,900円
区分	令和2年度			
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	
料率	所得割	6.3%	2.2%	1.9%
	均等割	27,900円	9,400円	10,700円
	平等割	20,300円	6,900円	5,500円

④ 保険料納付状況 (令和3年度・現年度分)

単位：千円

区分	調定額 (A)	収入済額 (B)	収入未済額 (C)	収納率 (B)/(A)×100	令和2年度 収納率
一般被保険者保険料	3,534,906	3,379,667	155,239	95.6%	95.4%
退職被保険者保険料	0	0	0	0.0%	—
計	3,534,906	3,379,667	155,239	95.6%	95.4%

⑤ 短期被保険者証・資格証明書の交付状況 (令和4年3月31日現在)

区分	交付世帯数
短期被保険者証	257世帯
資格証明書	8世帯

⑥ 予算決算額

	予算額	決算額	収入/予算、支出/予算
歳入合計	15,423,962,000	16,100,596,922	1.04
歳出合計	15,423,962,000	15,046,541,708	0.98
繰越額		1,054,055,214	

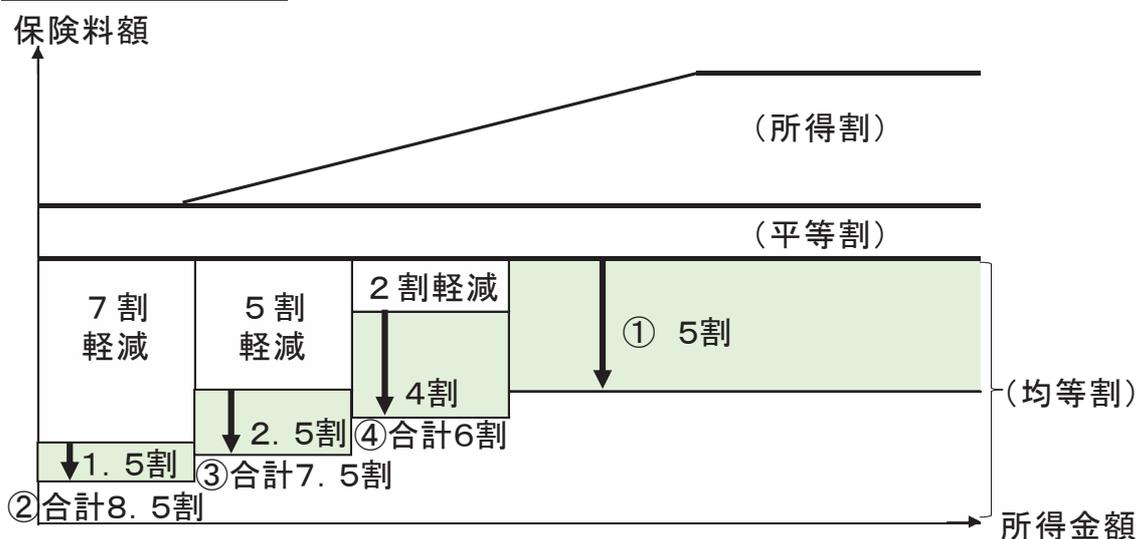
議題(1)② 豊川市国民健康保険条例の一部改正について

1 未就学児に係る均等割を軽減します（令和4年3月議会で可決）

令和3年9月に公布された国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る均等割を軽減します。

未就学児に係る均等割を5割軽減（軽減イメージ図：①）します。また、低所得による保険料軽減世帯の未就学児については、軽減後の負担分の5割を軽減します。したがって、7割軽減の世帯は合計で8.5割軽減（図：②）、5割軽減の世帯は合計で7.5割軽減（図：③）、2割軽減の世帯は合計で6割軽減（図：④）となります。

軽減イメージ図】



2 国民健康保険料の賦課限度額を引き上げます（令和4年6月議会で可決）

令和4年2月に公布された国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額を引き上げます。

3 条項別規定事項及び改定内容

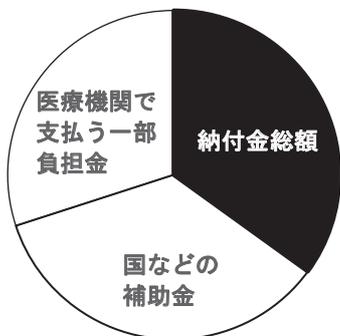
区 分	賦課限度額（年額：円）		
	令和4年度	令和3年度	差額
医療分	650,000	630,000	+20,000
支援金分	200,000	190,000	+10,000
介護分	170,000	170,000	0
計	1,020,000	990,000	+30,000

条項	規定事項	改定内容
第20条	基礎賦課限度額	基礎賦課限度額を引上げ（63万円→65万円）
第20条の2の11	後期高齢者支援金等賦課限度額	後期高齢者支援金等賦課限度額を引上げ（19万円→20万円）
第26条の3	未就学児の被保険者均等割額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未就学児に係る被保険者均等割額を5割軽減 ・ 低所得による保険料軽減世帯の未就学児については、軽減後の負担分の5割を軽減

議題(1)③ 令和4年度豊川市国民健康保険料について

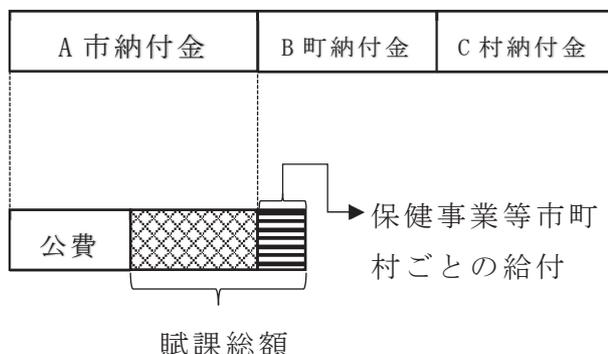
1 国民健康保険料の決め方（医療分の例）

(1) 年間納付金額等から保険料の総額（賦課総額）を算出



(イメージ図)

平成30年4月から県が財政運営の主体となったことから、保険料の計算方法が変わりました。その年度に県全体で予測される医療費から、被保険者が医療機関で支払う一部負担金や、県が国などからもらう補助金を差し引いた分が県全体で各市町村から集めるべき金額（納付金総額）となります。



県は納付金総額を各市町村の被保険者数、医療費や所得の状況を見て按分し、各市町村の国民健康保険事業費納付金として納付を求めます。各市町村は、納付金と保健事業等に要する費用の合計額から、市町村に直接交付される国県からの補助金（公費）を差し引いた分を保険料の総額（賦課総額）として、被保険者から徴収することとなります。

(2) 保険料の総額（賦課総額）を賦課割合で按分

保険料の総額（賦課総額）	50%	所得割総額
	35%	均等割総額
	15%	平等割総額

本市では、保険料の総額（賦課総額）について、所得割（50%）、被保険者1人当たり均等に賦課する部分を均等割（35%）、1世帯当たり均等に賦課する部分を平等割（15%）として、3つの項目に按分し割り振ります。

(3) 所得割率、均等割額、平等割額を決定

割り振られた所得割の総額を基礎控除後の総所得金額等の総額で割り、1人当たりの所得割率を決めます。同様に均等割の総額を総被保険者数で割り1人当たりの均等割額を決め、平等割の総額を総世帯数で割り、1世帯当たりの平等割額を決めます。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{所得割} \\ \text{総額} \end{array}} \div \text{総所得金額等－基礎控除額} = \boxed{\begin{array}{c} \text{1人当たり} \\ \text{所得割率} \end{array}}$$

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{均等割} \\ \text{総額} \end{array}} \div \text{総被保険者数} = \boxed{\begin{array}{c} \text{1人当たり} \\ \text{均等割額} \end{array}}$$

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{平等割} \\ \text{総額} \end{array}} \div \text{総世帯数（※世帯数調整後）} = \boxed{\begin{array}{c} \text{1世帯当たり} \\ \text{平等割額} \end{array}}$$

2 令和4年度の保険料率等

() 内は令和3年度

区分	所得割率 ※1	均等割額 ※2	平等割額 ※3	賦課限度額
医療分 ※4	6.2% (6.4%)	28,100円 (27,700円)	19,800円 (19,800円)	650,000円 (630,000円)
後期支援金分 ※5	2.1% (2.3%)	9,500円 (9,600円)	6,700円 (6,800円)	200,000円 (190,000円)
介護納付金分 ※6	2.0% (2.1%)	11,600円 (11,500円)	5,900円 (5,900円)	170,000円 (170,000円)

- ※1 所得割率：当該世帯の所得に応じて算定するもので、世帯全員の前年中の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額に率をかけます。
- ※2 均等割額：被保険者1人当たりに対して算定するもので、被保険者の人数に料率をかけます。
- ※3 平等割額：1世帯当たりで算定するもので、加入世帯ごとの料率です。
- ※4 医療分：医療機関にかかった際に自己負担分を差し引いた額（保険給付費）を国保から支払うための財源です。
- ※5 後期支援金分：後期高齢者医療制度を運営するために国保から支払う分担金の財源です。
- ※6 介護納付金分：介護保険制度を運営するために国保から支払う分担金の財源です。40歳以上65歳未満の加入者が負担します。

議題(1)④令和3年度特定健診実施状況について

40歳以上の国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査及び保健指導を実施。

特定健康診査の実施状況

区 分	令和3年度	令和2年度	比 較
対 象 者 数	27,478 人	27,710 人	△232 人
受 診 者 数	8,926	8,026	900
受 診 率	32.5%	29.0%	3.5

【参考】

後期高齢者健康診査の実施状況（後期高齢者医療制度加入者を対象）

区 分	令和3年度	令和2年度	比 較
対 象 者 数	25,362 人	25,129 人	233 人
受 診 者 数	6,163	5,820	343
受 診 率	24.3%	23.2%	1.1

令和4年度第1回豊川市国民健康保険運営協議会 事前質問と回答について

令和4年7月14日(木)

No.	該当箇所	事前質問	回答
1	P1 議題(1)①: ④保険料納付状況について	令和3年度期首において、前年度以前の収入未済額がどの位あり、その収納率はどれ位だったか。	令和3年度期首(2年度末)における保険料現年度分未納額は、約1億6,820万円、滞納繰越分未納額は、1億5,602万円で、収納率はそれぞれ、95.4%、41.1%でした。
2	P6 議題(1)④: 令和3年度特定健診実施状況について	令和元年度まで維持してきた特定健診受診率36%が、新型コロナにより大幅にダウンした。データヘルス計画期限(令和5年度末)まであと2年弱しかない。受診率目標値60%は度外視して36%を目指し、受診者を現在よりも千人増すための施策に専念されてはどうか。	第2期データヘルス計画策定時において、国が示した特定健診受診率の目標値は60%となっているため、本市の目標値も同様としています。委員ご指摘のとおり、令和2年度の健診受診率は新型コロナの影響により低下し、令和3年度は少し持ち直したものの、コロナ前の数値(36%程度)には戻っておらず、健診受診率目標値(60%)を達成することは大変難しい状況にあると認識しています。少しでも受診率が向上するよう引き続いて取り組んでいきます。
3	保険者努力支援制度	令和4年6月1日付国保新聞に、「保険者努力支援制度」の見直しの記事があった。どういった制度で、何が問題で、どう変わろうとしているのか、説明してほしい。	保険者努力支援制度は、国保被保険者の予防・健康づくり、医療費適正化、保険料収納率向上など、国保財政健全化に繋がる対策に取り組み成果をあげた都道府県、市町村に対して、厚生労働省がより多くの財政支援を行うものです。施策に対する取組を促す動機付け(インセンティブ)として1,000億円規模で、平成30年度から本格実施しています。本市もこの制度により令和2年度決算では、約5,300万円の補助を受けています。 この制度に関する最近の情報では、財務省の「財政制度等審議会」が、「適正化の根拠(エビデンス)が乏しい予防・健康づくりを重視し過ぎているとの問題意識の下、医療の効率的な提供へと施策の優先順位を見直すことが不可欠。保健事業の支援よりも「医療費適正化」に直接結びつく評価指標などに重点化・簡素化すべき」としています。同審議会の建議を受けて厚生労働省が来年度予算編成時に、見直し等について検討していくものと考えます。
4	P2 議題(1)②: 豊川市国民健康保険条例の一部改正について	未就学児に係る均等割額を軽減する条例改正だが、保険料納入通知書においては、「見やすく・読む気になる・わかりやすい」ような通知としてほしい。	毎年度送付する保険料納入通知書には、未就学児の均等割額を軽減する内容を記載しています。さらに申請が必要な軽減制度等を記載したチラシも同封しています。いただいたご意見を踏まえて、見やすく分かりやすい記載内容にしたいと考えます。今回、未就学児に係る均等割軽減につきましては、広報7月号とホームページでも周知しています。

5	P 6 議題(1)④: 令和3年度 特定健診実 施状況につ いて	<p>コロナ禍において、令和3年度健診受診率が2年度より増加したことは、担当者等の努力、コロナ対策の成果と思う。</p> <p>また、特定健診では現状、医師が必要とする方のみ心電図検査を実施している。隔年・有料でもよいので希望者に実施できるようにしてはどうか。自分の健康を見直すきっかけ、病院受診のきっかけになると思う。</p>	<p>令和3年度の健診受診率は前年度対比3.5%増加しました。コロナ禍も長く続いている中、受診者が安心して健診を受けるための感染症対策として、できるだけ広い会場を使用するとともに、健診前の検温、体調確認、備品・機器類の消毒等を実施してきました。今年度もこの方針に則って実施しています。</p> <p>また、心電図検査について、現状は医師の判断により必要な方のみ実施しています。委員ご指摘のように希望者に有料で実施する場合、予算面での問題など課題が多くありますので、今後の検討事項にしたいと考えます。</p>
6	P 6 議題(1)④: 令和3年度 特定健診実 施状況につ いて	<p>①令和元年度、2年度と比較して、3年度に受診率向上のために実施した施策は何か。</p> <p>②県庁と連携して、受診率向上のために取り組んでいることはありますか。</p> <p>③国の特定健診の目標を達成するための具体策は何か。また、いつ頃達成可能なのか。</p>	<p>健診受診率向上策として、未受診者に対する受診勧奨ハガキを以前より送付しています。令和3年度は国保新規加入者や毎年受診していない方を中心に勧奨しました。</p> <p>また、令和2年度からの取組ですが、地域巡回健診において全被保険者に保健指導を実施しており、その中で毎年度の受診が生活習慣病予防に繋がることなど、継続受診指導を強化しています。</p> <p>県との連携として、他市町村等の取組事例等に関する情報交換や、県が実施する研修会への参加により、健診運営の参考としています。また、保険年金課をはじめとした庁内関係各課や関係外部機関により組織する「糖尿病対策プロジェクト」には、豊川保健所の専門職の方に参加いただいております。</p> <p>第2期データヘルス計画の健診受診率目標値(60%)を達成することは難しい状況にあると認識していますが、少しでも受診率が向上するように取り組んでいきます。</p> <p>なお、国全体の目標値(社保等を含む全保険者レベル)は70%以上で、令和2年度実績は53.4%となっており、目標値と実績で乖離がありますが、厚生労働省では令和6年度からの第4期特定健診目標においても、引き続いて70%以上にするという方針を聞いています。国保の目標値もこれまでと同様、60%以上とされる可能性があります。令和5年度策定予定の第3期国保データヘルス計画(令和6年度実施)の検討の際には、受診率目標値の実現可能性、新たな受診率向上施策等を含めて検討しつつ、運営協議会で委員のご意見を伺いたいと考えます。</p>